

こどもの意見表明とは

—こどもがのびのび安心して意見を言える環境を創るために—

2024年8月9日 喜多 明人

話の流れ

前半 45分 なぜ、いま、こどもの意見表明なのか
<休憩>

後半 45分 こどもの意見表明をどのように支えていくか

●なぜ、いま、こどもの意見表明なのか—学生の就活問題から考える

最近の出来事

○ある大手家電の人事部長が訪ねてきた・・・

○大学院ゼミ生、修士論文—テーマ「キャリア教育とこどもの意見表明権」

事例 喜多ゼミ学生（早稲田大学文化構想学部）の「就活」問題

○5年ぶりの喜多ゼミ OB コンパ（就職して5, 6年）

○喜多ゼミ4年生（しかいない）ゼミの就活報告会（2019年7月）でのこと

➡自分で自分のことを決められない子ども・若者たちが増えていること

（若者の就活相談事業者の言葉でもある）

I なぜ、いま、こどもの意見表明なのか

直接的な理由

★「こどもの意見表明」をかなめとした「こども基本法」（2022年6月成立）の効果

○「子どもの権利条約」の精神のもとでこども政策をこども家庭庁が総合的に推進する根拠法（1条）

○こどもの意見表明とは

「全てのこどもについて」、

① 「自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会」（3条3項）

➡自己決定的な意見表明権

② 「多様な社会的活動に参画する機会」の確保（3条3項）

➡社会参画的な意見表明権

○この2つの「こどもの意見表明」に対して

「全てのこどもについて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」（3条4項）（同旨：こども家庭庁設置法3条1項）

国、自治体によるこども施策策定・実施・評価に当たってのこどもの意見反映の措置義務（11条）

➡こどもの意見の尊重・最善の利益優先義務、「意見の反映」措置義務

★なぜ、こども基本法を制定したのか？

○政府の説明

(少子化対策、縦割り行政の是正、「こどもまん中社会」(野田聖子大臣)、国連勧告等)

○民間の動き(日本財団、広げよう！子どもの権利条約キャンペーン委員会＝国際子ども支援団体及び国内支援団体、181団体)

★私の見解：危機感の共有

政治的立場を越えて一子どもの危うさは地域の危うさ、日本の危うさ

○少子化というよりマイノリティー化

(年間72万人、15歳未満人口1400万人台に、総人口比11%台に)

▶▶1人の子どもが9人のおとなを相手に

*圧倒的なおとな支配社会—「自分では何も決められない」自信喪失世代？

資料1 自己肯定感国際比較(『子供若者白書』)「世界最低水準」(内閣府)

こどもがピンチ！▶▶子どもの意見表明が、子どもの力に

(子どものエンパワメント)

★こどもは自己決定、自己実現の主体、意見形成支援を

—こども大綱(2023年12月閣議決定)

「こども・若者は、未来を担う存在であるとともに、今を生きている存在であり、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく、意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体である。」 『こども大綱』9ページ

「こども・若者が意見表明をし、社会に参画する上でも意見形成が欠かせないものであることから、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。」

『こども大綱』10ページ。

○「喜多、自分のことは自分で決めろよ」と仲間から苦言・・・高2が終わるころ

○「72, 9%なんてありえない。」

「みなさん、もう課題を見つけようとするのはやめませんか。なぜ、川崎の子どもが、4人のうち3人まで自分に自信をもって生活しているのかを考えましょう」

(2003年川崎市子どもの権利委員会「自己肯定感調査」をめぐって)

★「自分で決める権利」「参加する権利」を条例化

—川崎市子どもの権利条例(2000年12月制定)

(自分で決める権利)

第14条 子どもは、自分に関することを自分で決めることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 自分に関することを年齢と成熟に応じて決めること。
- (2) 自分に関することを決めるときに、適切な支援及び助言が受けられること。
- (3) 自分に関することを決めるために必要な情報が得られること。

(参加する権利)

第15条 子どもは、参加することができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 自分を表現すること。
- (2) 自分の意見を表明し、その意見が尊重されること。
- (3) 仲間をつくり、仲間と集うこと。
- (4) 参加に際し、適切な支援が受けられること。

★百聞は一見に如かずー札内北小学校の子どもたち

北海道十勝・幕別町立札内北小学校 (5分 DVD 鑑賞)

「子どもたちの目を見てください」 (校長)

<今どき、こんな学校があるなんて！>

大宮秀夫「悩みや戸惑いの連続」

澤田・和田・喜多・荒牧編『子どもとともに創る学校』日本評論社、2006年(以下同じ)、2-3頁。

「札内北小学校に転勤して早々、私は戸惑った。なぜなら、今まで経験してきたいわゆる普通の学校とは、子どものようすも教職員の姿勢も学校のシステムも大きく違っていたからである。

たとえばこんなことがあった。職員の朝の打ち合わせに子どもが出席し、先生方を相手に堂々と提案する。内容は「来週、全校集会を開きたいので授業時間を2時間欲しい」という。その集会で各学級対抗の紙飛行機とばし大会をするという提案である。それに対し先生方は実に協力的にあっさり承諾するのだ。私は耳を疑った。普通の学校ではありえない光景である。たかが紙飛行機とばしに2時間もかかるだろうか。それも実際に紙飛行機をとばすのは学級代表1名で、その他大勢は応援するだけの企画である。2時間も大切な授業時間を使って、ほとんどの児童がただ見ているだけなんて、不十分な点がたくさんある子どもの提案だ。しかし、先にも述べたとおり先生方は実に協力的にあっさり承諾してしまった。

<待つ支援＝子どもの力への信頼>

大宮秀夫・前掲『子どもとともに創る学校』3ページ

私はあとで先輩の伊藤先生に聞いた。私は疑問や悩みがあると伊藤先生に相談するようにしていた。

「・・・教えられるよりも失敗から自ら学んだほうが本当の力になる。問題が多い企画であっても子どもたちをサポートしていこう。そこから得るものは大きい」と言う。「子どもの意見をできるだけ実現することで、意見を言えば学校が変わるということを子どもたちは身を持って実感できる。先生が子どもの意見を簡単につぶしてしまえば子どもたちは意見を言わなくなってしまう」と言うのである。私はなるほどと思った。本校の子どもは自分のやりたい思いをしっかりと言うことができる。これはこのような教職員の姿勢で培われていることなのだ。

<支援関係からパートナー関係へ>

小林早苗「私たち教職員が変わること」

前掲『子どもとともに創る学校』6ページ。

この取り組みのスタート当初、私たちは、できる限り口出し手出しをしないことを最大の目標としていた。私たちが口出しをすれば、すぐにおとなの言うことに傾いてしまう。自分たちで考え、判断しなくなってしまうからである。「黙って見守る」、これが私たちには一番つらいことだった。

これが後に、父母や地域の誤解を招くことにもなったのだが……。何年か続けていくうちに、子どもが教職員を相対化できるようになって、私たちの関わりも変わっていった。「私たちも意見を言おう」。「一緒に創ろう」。そこで手を挙げて私も発言する。しかし、影響するどころか、「……という意見もあります。他にありますか」などと、さらりと言われて、話し合いにおいては、私が発言しても、特別ではなく他の意見と同等の扱いになっていた。

<意見表明・参加が教師のエンパワメントに>

宮澤裕希子「共に学ぶとは『共に居る』こと」

前掲『子どもとともに創る学校』4-5ページ

赴任した当初、「学校の行事、自治活動のほとんどを（またはすべてを）子どもたちの手に委ねる」という札幌北小の実践に対して戸惑いがなかったといえば嘘になるが、現在の自分がこれまでで最も教師という仕事を楽しているのは紛れもない事実である。

・・・・・・・・・・教師が善しとして描く、限られたルールに子どもたちを引き寄せてしまうのではなく、子ども自らが創造・選択・決定し、本当の意味で失敗を糧としていけるような学びの雰囲気をつくっていくことが大切・・・・・・・・

・・・・・・・・自分なりに分かってきたことは、子どもが権利を行使できるという大きな軸を見失わなければ、私たち教師はもっと学習集団の中に入ることができるし、その距離ももっと縮められるということである。共に学ぶとは、すなわち「共に居る」ことであって、子どもと教師が混在しながら学校づくりができるものだと感じている。年度が変わりまた春が来ると、学級の子どもたちとの野菜づくりが始まる。今年は何にチャレンジしようかとワクワクしながら野菜選びをすることだろう。そしてその時も、子どもたちと一緒にせつせとお世話をする予定である。稔りの秋を心待ちにしている学級の一員として、子どもたちと同じ気持ちで臨みたいと思う。

<保護者の願い―自己決定・自己実現の主体として育つ>

高木美佐子「失敗を恐れず、のびのびと」

前掲『子どもとともに創る学校』8-9ページ

わが家では、3人の子が札幌北小でお世話になりました。今は2女が5年生に在籍しています。長男が5年生のときから自主性を高め、意見表明・参加を大切にする取り組みが始まりました。最初の1、2年は親からも批判などがあり、大変でしたが、今では自分たちで行事を決め実行しており、先生は影の力

となりアドバイスをしてくれ、一緒に良い方向に進んでいると思います。

この春卒業した長女は、卒業式に兄の学生服を着て出席しました。「ふざけてる」と思われたらと、夫も私も悩みましたが、サッカーを4年間男子の中で1人になってもがんばっていましたので、長女の自分らしさを主張した強い気持を受け入れました。担任の先生も確かめていただきました。これも自主性の発揮、意見表明の一つではないでしょうか。おかげさまで、今でも女子1人でもサッカー部にはいり、のびのびと自分らしく中学生を送っています。

自分らしさは、生きていくなかで、輝きも変わっていくと思います。決まったレールを進むのは楽ですが、行き先も決まってしまう。それより自分たちで四苦八苦して道をつくって進み、行き先はどんなところ？と夢を大きく持っていく方が子どもにとっても良いのではないのでしょうか。いろいろな面で今の時代は恵まれており、考えて行動するよりも親や先生の指示どおりに失敗せずに進んで行き、困ったときは親が助けてあげることが多いような気がします。子どものためには、自主性を尊重し、意見表明・参加を進めるやり方がとても大切だと思うのです。

3 子どもの意見表明権のもう一つの側面＝社会参画

- ① 自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会
➡自己決定的な意見表明権
- ② 多様な社会的活動に参画する機会の確保（3条3項）
➡社会参画的な意見表明権

○子ども・若者の社会参画の意義

マララさん（女子の教育を受ける権利：ノーベル平和賞）、
グretaさん（気候変動問題）、
グレイクさん（貧困・差別問題－フリー・ザ・チルドレン・ジャパン）
*詳しくは、市民教育、主権者教育に譲りたい。

○「おとなが期待する社会参加のヒーローをつくらない」（NCRCの教訓）

「子どもの社会参加の場合は、社会活動への参加を先に置いてしまうのは違う。自分自身が人生の主人公となるように、自分の人生に本当に主体的に参加すること、おとなとの関係が主体的なもの同士の対等な関係でなければ「社会参加」は実現しない。…子どもが自分の人生の実現のためにパートナーとして対等に生きていくこと、おとなが本当に対等な関係で参加するとうことがおとなにとっても幸せなんだということ」（坪井節子）
（『季刊子どもの権利条約』15号編集委員座談会より＝終刊号・エイデル研究所2002年2月）

★おとなとの関係が主体的なもの同士の対等な関係でなければ「社会参加」は実現しない。
（マララさん、グretaさん、グレイクさんの場合—おとな社会との緊張関係）

II こどもの意見表明をどのように支えていくか

- 「喜多さん、二度と来ないよ。なんで僕らを呼んだんだよ！」
(ある年の NCRC 主催の 5 月 5 日 こどもの日 イベントにて)
 - ➡ 子どもの意見表明・参加でおとながエンパワメント、子どもは？
<ふりかえり>にて
 - 1) 子どもをゲスト化しないこと
 - 2) 意見表明・参加を支えるスキルをもつこと

★子どもをゲスト化（お客様扱い）してはいけない！

R.ハートの「参加のはしご」

- ➡ 「あやつり」「見せかけ」的な意見表明・参加
- ➡ 「真の参加」は子どもとおとなの「意思の共有」（共同決定）

資料2 うずうず虫と参加の梯子（『わたしたちの独立宣言ポプラ社』）

「本当は、なにか、やりがいのあることを自分の力でやってみたい。けれど、その一歩が踏み出せない。きみの体の中には、動きたい、活動したい、生きている充実感をえたい、という虫がうずうずしているのだけれど、それを行動にすることができない。このうずうず虫は、きみが人間らしく生きていくための大切な虫だ。

この虫は、小学校や中学校などでいろいろな勉強を通して大きくなってきた。きみが一生懸命獲得してきた知識、情報、教養、能力はこの虫の栄養源であり、社会で活動してこそ意味を持つ。……………そんな目的をもって学んだはずの知識や教養、能力を試験以外で使う機会もなく、ただひたすら、ため込んでいただけでは体に悪いのはあたりまえだ。「うずうず虫」はそんなときに発生する」

○子どもの意見表明の現実に向き合う

武蔵野市子どもの権利条例（2023年4月施行）と子ども会議（ムサカツ）

（市長の諮問機関として、意見提言権を持つ子ども会議の制度化）

子ども 対面的な意見表明は苦手

対面のリスク（意識高い系 KY 空気が読めない なまいき）

➡安全な方法を求める傾向

……意見箱、アンケート、SNS 意見聴取

★おとなに付度する子どもたちー子どもの本音はどこに？

➡「偽りの自己」の形成（臨床心理学）

=周りに合わせすぎて自己を見失うこと

高校生たちの声 子どもの権利条約フォーラム IN 宮城

今の中高生は、学校の中で『すべきことに気づき、それに応える』という振る舞い方に慣れすぎています。だから『自分で好きにしてもいいよ』と言われてるとどうしていいかわからず困ってしまいます。そんな状態の子どもを引っ張り出して、「さあ何でもいからあなたのしたいことしなさい」と言われても、私たち高校生には助けになるどころか苦痛でしかない、というのが私たちの正直な思いでした。

当時宮城で機会を与えたのに『乗ってこなかった』というおとなからの批判はずいぶんありました。でもそう言われる私たちにも言い分があって、これがきちんと伝わっていないのが私たちに辛い。それをきちんと知ってもらいたい、というのがこの企画に至った私たちの思いです。

★ こどもが安心して自由に意見を言える環境を創る

- スコットランド：子どもの意見表明支援のガイドライン
安心して意見が言える4つの要素（*）

(space voice audience influence)

*ランディモデル：アイルランドのローラ・ランディ教授（クイーンズ大学
ベルファスト・子どもの権利センター）が提唱

- 「場」（space：意思表示の機会—前掲ガイドライン＝ランディモデル以下同じ）

*安心して自由に意見表明できる環境

*子どもの居場所であること

*継続的に経験できる仕組み

➡意見表明できる環境＝物的環境

人的環境（アドボケイト）

★ こどもアドボケイト（意見表明等支援員）の登場

—指導者から子ども支援者へ

- 子どもの意見聴取の義務化 2022年6月 児童福祉法改正

- 子どもアドボカシー学会の設立 2022年8月

学会認定「アドボケイト」（意見表明等支援員）の養成

（アドボケイト養成講座の全国化）

アドボケイトの制度化・委託事業開始（厚労省）

資料3 アドボケイトはきみの味方だよ

- こども・生徒の意見表明で校則改善 2022年12月 文科省「生徒指導提要」改訂

- 自己決定主体としての子ども支援、そのための意見形成支援

2023年12月 こども大綱 閣議決定

- 正規にこどもアドボケイトが活動開始 2024年4月より 社会的養護の現場（任意）

★こどもアドボケイト（意見表明支援）によるプロセス別の支援実践

エンパワメント

➡意見表出支援 ➡意見形成支援 ➡意見表明（意見代弁）支援 ➡意見実現支援

■意見表出支援

- 聴く支援① 「声」（voice：表明された意思—前掲ガイドライン）

*「大人が新しい力を持つ」

資料4 ユニセフ『世界子供白書』2003

*公開授業（小5）の「意見表明・参加」の授業依頼

➡子どもの意見表出支援から開始

参考 子どもの権利条約関西ネットワーク制作（2000円）

『子どもの権利“なんでやねん”すごろく』

■意見形成支援

- 聴く支援② 「受け取り手」（audience—耳を傾ける者—前掲ガイドライン）

意見形成支援者＝子どもの伴走者（チャイルドラインの傾聴実践）

ヘルプラインとして いじめ等の暴力に対して

自分は悪くない（権利の侵害）、相手が悪い ➡助けを求めている

- 待つ支援—傾聴、指導助言ではなく子どもの意思の表出・形成支援

教えたいという欲求を押さえ、「自制する心」

（ヤヌシュ・コルチャック孤児院長）

教育実践研究の新たな視点：「待つことで伸びた」という実践？

■意見表明（意見代弁）支援

○多様な立場の子どもたちの声を聴く

*児童養護施設、児相一時保護所の子どもたち（2022年法改正・意見聴取義務化）

➡2024年4月全国的にアドボケイトを導入

*障がいのある子ども 意見代弁支援 ⇔ 意見代替・代行行政

*外国にルーツのある子ども

*乳幼児の意見表明権

条約12条、意見は **views** であり、**opinion** ではないこと

意見を狭く捉えず、その子どもの感じたこと、見解、見方、感じ方

国連では「乳幼児の意見および **feeling** 気持ちの尊重」

国連・子どもの権利委員会第40会期(2005年)

「乳幼児期における子どもの権利の実施」に関する一般的意見7号

■意見実現支援

○ユニセフ「意味のある参加」

「影響力」（**influence**—前掲ガイドライン）

⇔ 形式的な意見表明 あやつり、見せかけ（R.ハート）

日本の教育

手法・教育方法としての意見表明・参加

⇔子どもの権利としての意見表明・参加

○意思決定への参加と共有（共同決定＝パートナー関係）

➡子どもの自己決定力、自己実現力を高めていく支援実践

よくある「一方的支援」批判—エンパワメントした子どもたちを見損なわないで！

「意見を聴いてあげるという態度やめてくれませんか」

対等性の要求 ➡ 相互支援（パートナー）関係への移行

★関係変革実践—指導関係から支援関係へ

支援関係からパートナー関係へ（札幌北小の子どもと教師）

力関係、関係そのものを変えていく不定形実践＝説明しにくさ 広げにくい

⇔ 固定された指導関係のもとでの定型的実践（教授・学習論—教えられて学ぶ）

さらにいえば

○「こども主導」（アドボカシー実践の原則）に直面して、

親、教師は➡教育的なイニシアティブ＝主導権を手放すことができるかどうか？

子どもに力があることへの信頼感

結びに—まずおとなが幸せでいてください

「・・・最後に、私たち子どもからおとなへのメッセージです。

まず、おとなが幸せでいてください。

おとなが幸せじゃないのに、子どもだけ幸せになれません。

おとなが幸せでないと、子どもに虐待とか体罰とかがおきます。

条例に『子どもは愛情と理解をもって育まれる』とありますが、まず、家庭や地域の中で、おとな同士が幸せでいてほしいのです。子どもはそういうなかで安心して生きることができます。」

（川崎市編『市民グラフかわさき ひろば』59号、20ページ、2001年11月発行）

資料5—A/B

子どもたちの夏の課題図書としてお勧め

講師プロフィール 喜多 明人(きた あきと)

1949年7月21日東京都に生まれる。立正大学教授、早稲田大学文学学術院教授を経て現在早稲田大学名誉教授。文学博士(早稲田大学1987年)。日本教育法学会名誉理事、子どもの権利条約総合研究所顧問(前代表)、子どもの権利条約ネットワーク代表、広げよう!子どもの権利条約キャンペーン委員会(181団体)共同代表。

多様な学び保障法を実現する会共同代表(2021年9月まで)、学校法人東京シューレ葛飾中学校理事(非常勤)をへて評議員(2022年3月まで)。NPO法人東京シューレ暫定理事長(2021年12月まで)、代表理事をへて理事(2023年12月まで)。

これまで、東洋大学、法政大学などの講師を歴任。日本教育法学会理事。同学会事務局長、同学校事故問題研究特別委員会委員長を務める。、学校安全全国ネットワーク代表(2024年6月まで)、チャイルドライン支援センターアドバイザー(元副代表)。

■地元、東京・目黒での活動

チャイルドライン東京ネットワーク代表、めぐろチャイルドライン代表。めぐろ子ども支援ネットワーク代表。子どもの権利条例東京市民フォーラム代表。目黒区子ども条例を考える区民会議会長を務める。

■自治体支援

川崎市子ども権利条例調査研究委員会座長、同市子ども会議推進委員会等の条例関連役員を歴任。高浜市子ども憲章検討委員会委員長、日進市・三重県・津市・茅野市・世田谷区アドバイザー、長野県子どもの育ちを支えるしくみを考える委員会委員長、愛知県知多市子ども条例検討会議会長、足利市中学生就労事故第三者調査委員会委員長をへて、武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会委員長(2023年3月まで)。現在、小金井市子ども子育て会議委員(2期)。

■主な著書(○印は単著)

- 「学校環境と子どもの発見」(エイデル研究所、1983)
- 「学校施設の歴史と法制」(学位論文:エイデル研究所、1987)
- 「新時代の子どもの権利」(エイデル研究所、1990)
- 「新世紀の子どもと学校」(エイデル研究所、1995)
- 「学校災害ハンドブック」(草土文化、1996)
- 「子どもの権利一次世代につなぐ」(エイデル研究所、2015)
- 「ぼくの最終講義録」(エイデル研究所、2020)

■編著

- 「子どもにやさしいまちづくり」(日本評論社、編著・2004)、同第2集(2013)
- 「子どもとともに創る学校」(日本評論社、共編・2006)
- 「逐条解説子どもの権利条約」(日本評論社、共編、2009)
- 「解説子ども条例」(三省堂、共編、2012)
- 「子どもの居場所ハンドブック」(日本評論社、共編、2013)
- 「みんなの学校安全」(エイデル研究所、共編、2016)
- 「教育機会確保法の誕生」(東京シューレ出版、共編、2017)
- 「子どもの学ぶ権利と多様な学び」(エイデル研究所、2020)
- 「今だから明かす条例制定秘話」(エイデル研究所、共編、2021)
- 「多様な学びを創る—不登校支援から多様な学び支援へ」(東京シューレ出版、共編、2021)
- 「市民活動のはじめの一歩—一人ひとりが子どもの権利の支え手に」(エイデル研究所、2022)

■監修書

- 「子どもへのハラスメント」(PHP研究所、編集:ドリム社、2021)
- 「きみはどう考える?人権ってなんだろう」全3巻(汐文社、編集:童夢、2021)
- 「きみを守る・こども基本法」全3巻(汐文社、永田編、2024)

<連絡先>

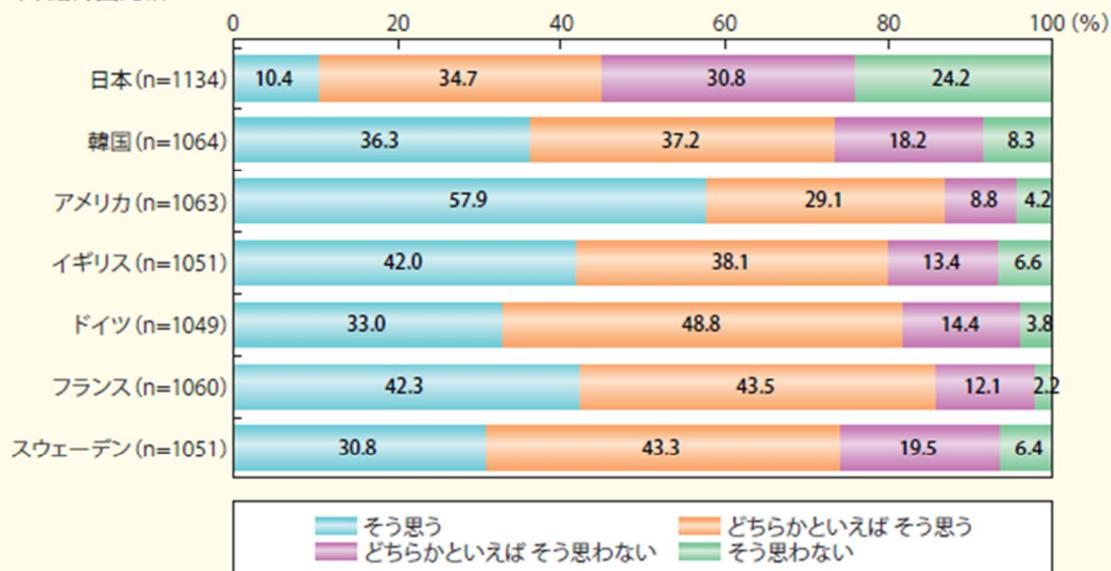
〒152-0034 東京都目黒区緑が丘2-6-1

TEL03-3724-4688 FAX03-3724-6622 E-Mail kita@waseda.jp

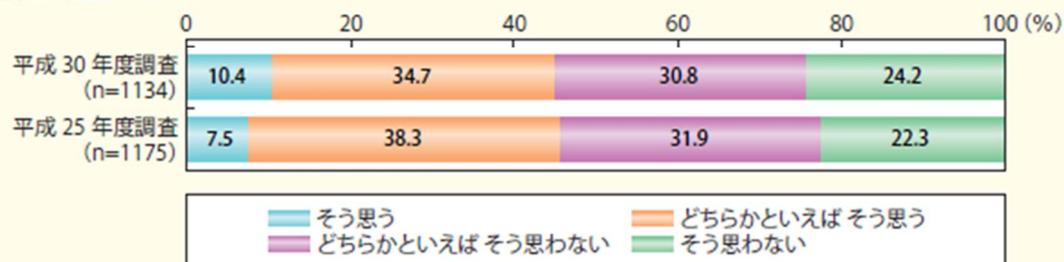
諸外国と比べて、自分自身に満足している者の割合が低い

図表3 自分自身に満足している

(a) 諸外国比較



(b) 前回調査との比較



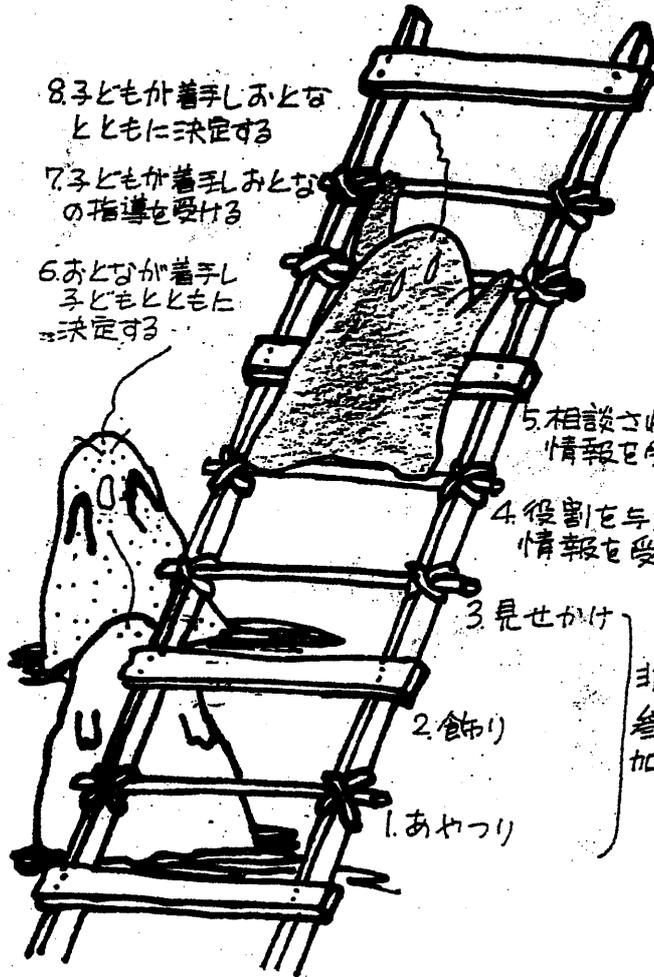
(内閣府『令和元年版 子ども・若者白書』より)

活かそう！
子どもの権利条約

喜多明人

ポプラ社

参加のはしご



8.子どもが着手しおとな
とともに決定する

7.子どもが着手しおとな
の指導を受ける

6.おとなが着手し
子どもとともに
決定する

5.相談され
情報を受ける

4.役割を与えられ
情報を受ける

3.見せかけ

2.飾り

1.あやつり

参加の度合い

非
参
加

アドボケイトはあなたの味方だよ

あなたの話を聞き、あなたが望めばあなたが伝えたい人にかわって伝えたり、あなたが自分で伝えられるようお手伝いをします。安心して話を聴かせてください。

アドボケイトってどんな人？



アニメ DVD をみて、アドボケイトのこと知ってね

アドボケイトの約束

アドボケイトの約束

- 🐰 話したい事があればなんでも聴くよ。
- 🐰 なんでも一緒に考えるよ。
- 🐰 秘密はまもるよ。誰にも言わないよ。
- 🐰 周りのおとなに伝えたい事があたら、伝えるお手伝いするよ。
- 🐰 イヤになったら、途中で話も終わっていいよ。

アドボケイトは約束を守ります

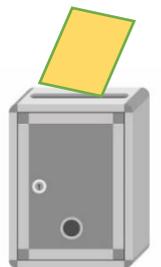
一緒に遊ぼう



子どもの権利条約って知ってる？

- | | |
|----------|----------|
| ① 生きる権利 | ② 育つ権利 |
| ③ 守られる権利 | ④ 参加する権利 |
| ⑤ 言う権利 | ⑥ 聴かれる権利 |

紙芝居・カード・本等を使って紹介します



アドボックス

話したい事があつたら、予約カードに名前を書いて入れてね

あなたの話を聴くよ



誰かに伝えたいことがあつたら、安心して話してね



伝えたいことや伝えたい人、伝える方法を一緒に考えよう



伝えにいこう

2

なぜ、いま参加なのか

世界では、あまりにも多くのおとな——たとえば女性——が、社会に全面的に参加する機会を否定されている。それなのに子ども参加を奨励するというのは、ちょっと勇み足ではないだろうか。開発途上国では1億5,000万人の子どもが栄養不良の状態にあり、1億2,000万人が学校に行けず、1日あたり6,000人の若者がHIVに感染しており、戦争や児童労働に苦しむ子どもたちもいる。そんなときになぜ、子どもたちの声や意見に耳を傾けることがそれほど重要なのだろうか。

なぜならば、意味のある、質の高い子どもと青少年の参加を促進することは、彼らの成長発達を確保するうえで必要不可欠だからである。世界に積極的に関わっていくよう最初から奨励されてきた子どもは、幼児期を通じてすくすくと発達する力、教育の機会に敏感に反応する力を身につけた子どもとなるだろう。また、自信と、建設的な自己主張と、家庭、学校、コミュニティ、国における民主的な対話・実践に貢献する力を備えて、思春期に移行していくこともできるはずである。

なぜならば、子どもたちは、参加する機会があれば自分たちのまわりの世界を変えられることを証明してきたからである。子どもたちは、おとなの理解を豊かにし、おとなの行動に前向きな貢献をできる

ようなアイデア、経験、洞察力を備えている。

なぜならば、国連子ども特別総会（2002年5月）の締めくくりにあたって、国連総会が「子どもにふさわしい世界」を築くと誓ったとき、世界の指導者たちは、子どもたちのためにというだけでなく、子どもたちとともに世界を変えていくという決意を宣言したからである⁶⁾。

なぜならば、民主主義の構築は、国際的な平和と発展にとってきわめて重要な問題だからである⁷⁾。すべての人の権利と尊厳の尊重、すべての人の多様性の尊重、自分に影響を及ぼす決定に参加する権利の尊重といった民主主義の諸価値は、子どものときに初めて、そしてもっともよい形で身につけられる。正統かつ意味のある参加は、子どもたちが将来の社会参加に向けて準備をする機会である。参加を実践する子どもたちが以上のような諸価値を理解していくことを踏まえれば、参加はよくまとまった社会の要であり、ひいては世界平和の要にほかならない。

なぜならば、もはや参加に関心を向ける以外の選択肢はないからである。参加したいという意欲は、すべての人間に生まれながらに備わっている。その意欲は、新たに生まれたすべての赤ん坊のなかにおいて発揮されるのを待ち構えており、今日の世界に

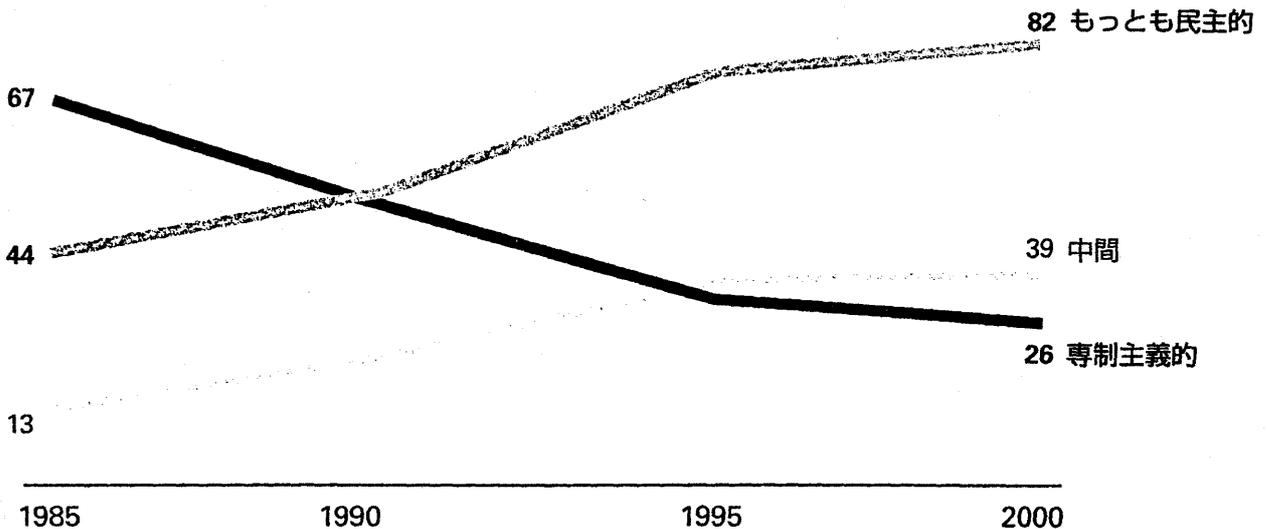
「私の名前はヘバ。医者になりたい……できたらね」

レバノンの難民キャンプおよびパレスチナの生活の一端をパレスチナの若者たちが映し出した写真より。

提供：セーブ・ザ・チルドレン英国（2001年4月）

図2 民主化の度合いを高める世界

民主的体制の増加と専制主義の衰退
(国数)



出典：Polity IV 2002, UNDP 「人間開発報告書2002」より引用

存在する20億人の子どもたちひとりひとりのなか
あって、外からの刺激を待っているのである。

その意欲が尊重されも育まれもせず、子どもたち
がおとなによって排除、あるいは、無視されれば、
子どもがコミュニティに貢献できる可能性は損なわ
れる。そういう子どもたちは、自分を取り扱われた
のと同じやり方で——すなわち社会から見捨てられ
た存在として——行動し、エネルギーや創造性を下
位文化のほうに向けて、よくまとまった社会の創造
には用いなくなる可能性が高い。

何百万人もの子どもたちが飢え、病気になり、あ
るいは搾取されている現代にあって、重要なのは子
どもが参加するかどうかではなく、どのように参加
するかという問題である。私たちがいま向上させな
ければならないのは、子どもたちどうしの相互作用
の質であり、すべての子どもたちと社会環境との相
互作用の質にはかならない。

静かな革命

この20年間というもの、おとな、親、教員、指導
的立場や意思決定を行う立場にある者、公的機関、
市民社会の各層およびあらゆるレベルの政府は、生
存、発達、保護および参加に対する子どもの権利を
保障する責任を、共同で果たすよう求められてきた。
そして、その年月を通じて次のように多くの教訓が
得られてきた。すなわち、家庭、親、コミュニティ、
地元公的機関とともに活動することにより、子ども
の発達にふさわしい条件を生み出せること。政策の
立案、実施および評価には、その政策によって影響
を受ける人々自身が参加しなければならないこと。
差別と排除は人的資源の損失につながる。開発
援助につきこまれてきた数百万ドルのお金と、世界
中で行われてきた数千ものプロジェクトは、人々の
声と現実に耳を傾け、そこから学ばなければなら
ないことを示してきたのである。

こうした教訓は、最近まで、子どもや若者を対象



以上は、さまざまな状況やさまざまな文化から集められた多くの事例の中から、2つの例を紹介したにすぎない。これらの事例は、子どもや若者が貢献の機会を与えられれば、他の方法では達成できなかったかもしれない変化をもたらすことができるということを示しているのである。

おとなの力を伸ばしていく

世代によって、立ち向かわなければならない課題は変わっていく。子どもたちに、そして子どもたちの意見に耳を傾けることは、私たちの世代が直面している課題のひとつである。今年の『世界子供白書』は、こうした点に関するおとなの責任に焦点を当てている。すなわち、子どもたちに意見を求め、それを真剣に考慮する責任と、子どもが世界に正統かつ意味のある形で参加する力を伸ばせるよう、その手助けをする責任である。

そのためには、おとな自身が新しい力を伸ばしていかなければならない。私たちは、子どもや若者の意見を効果的に引き出す方法、彼らの多様な声やさまざまな自己表現のしかたを認識する方法、そして彼らのメッセージを、それが言葉によるものであるかそうでないかを問わず、解釈する方法を学ばなければならない。私たちはさらに、子どもと若者の意見に耳が傾けられ、正当に考慮される機会と、時間と、安心できる空間を確保しなければならない。そして、子どもや若者のメッセージと意見に適切な形で応える能力を伸ばしていかなければならない。

今年の白書でユニセフが目指すのは以下のことである。

- 若者が家庭、学校、コミュニティおよび国の中で生活に積極的に参加することの重要性、根拠、価値および実行可能性に対し、一般の人々の関心を促すこと。

存在する20億人の子どもたちひとりひとりのなかにあって、外からの刺激を待っているのである。

その意欲が尊重されも育まれもせず、子どもたちがおとなによって排除、あるいは、無視されれば、子どもがコミュニティに貢献できる可能性は損なわれる。そういう子どもたちは、自分を取り扱われたのと同じやり方で——すなわち社会から見捨てられた存在として——行動し、エネルギーや創造性を下位文化のほうに向けて、よくまとまった社会の創造には用いなくなる可能性が高い。

何百万人もの子どもたちが飢え、病気になり、あるいは搾取されている現代にあって、重要なのは子どもが参加するかどうかではなく、どのように参加するかという問題である。私たちがいま向上させなければならないのは、子どもたちどうしの相互作用の質であり、すべての子どもたちと社会環境との相互作用の質にほかならない。

きみはどう考える？

監修 喜多明人
早稲田大学名誉教授
子どもの権利条約ネットワーク代表

全3巻

人権ってなんだろう

ISBN978-4-8113-1291-0 セット定価：本体 8,100 円+税（各巻定価：本体 2,700 円+税）
B5 判上製 各巻 40 ページ 総ルビ 小学校高学年～高校 NDC360

子どもが自ら読んで考えることができる、 もっともわかりやすい人権問題のシリーズ！

1

自分の好きな服が着たい！
大切にしたい、
自分の気持ち

2

友だちと意見が合わないときよくないの？
考えてみよう、
まわりの気持ち

3

性別や国籍で差別しない・されない
みとめよう、
それぞれの違い



「人権」ときくと、きみは
どんなことを思うかべる？
「むずかしいもの」「自分にはあまり関係ない」
とっていないかな？
でも、人権はだれにとっても身近で、
しあわせに生きていくために必要なものなんだ。
このシリーズを読んで、身近な人権について、
いっしょに考えてみよう。

■監修者プロフィール

喜多明人 (きた・あきと)

早稲田大学名誉教授。「子どもの権利条約ネットワーク」代表。主な著書に『生かそう！ 子どもの権利条約』（ポプラ社）、『まんがで学習 よくわかる「子どもの権利条約」事典』（あかね書房）ほか多数がある。



●好評発売中●



楽しい調べ学習シリーズ

子どもへのハラスメント

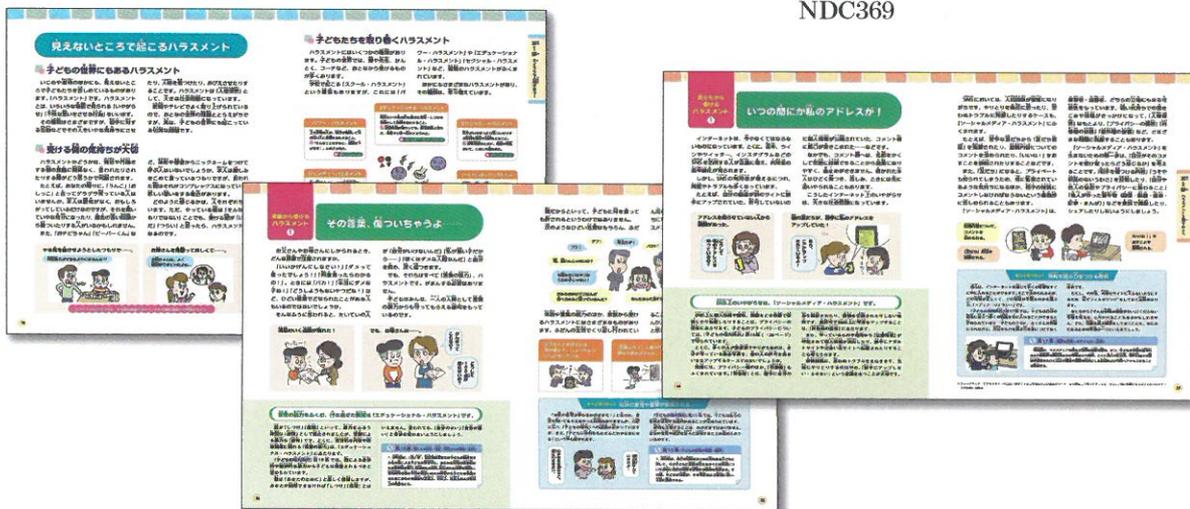
正しく知って、人権を守ろう！

喜多明人[監修]

A4変型判・56ページ・上製 定価：本体3,200円(税別)
NDC369

●監修者プロフィール●

喜多明人
(きた・あきと)
1949年東京都生まれ。早稲田大学名誉教授。文学博士。現在、「子どもの権利条約ネットワーク」代表。主な著書に『活かそう！子どもの権利条約』(ポプラ社)、『まんがで学習 よくわかる「子どもの権利条約」事典』(あかね書房)ほか多数がある。



行き過ぎたしつけ、指導はハラスメントです！

行き過ぎたしつけや指導はハラスメントです。そしてそれは、「子どもの権利条約」で守られている子どもの人権を、虐待や体罰と同様に侵害するものです。子ども自身があまり知らされていない子どもの「人権」をわかりやすく解説するとともに、家庭や学校で起こりがちなハラスメントを事例で紹介します。

本書の内容
第1部 子どもにも人権がある！ 子どもの安全がおびやかされている！／見えないところで起こるハラスメント／ハラスメントを受けるとどうなる？／「人権」を大切にすることがすべての基本／「子どもの権利条約」って何だろう？／「子どもの権利条約」の一般原則／「子どもの権利条約」の4つの柱／子どもの権利は子どもが生かす！／強化される、子どもを守る法律／ハラスメントから身を守るには？／ハラスメントを受けたときは／相談するのがこわい？／コラム：子どもの尊厳を守り続けたおとな
第2部 ハラスメントを見てみよう その言葉、傷ついちゃうよ……。／私のものを勝手に見ないで！／カズくで従わせるなんてひどい！／お願い！じろじろ見ないで！／ちょっとミスただけなのに／日本にいるなら目立つな？／いつの間には私のアドレスが！／自分らしさや個性を否定しないで！／だれが標的になるかわからない……。／コラム：意見を言う力、行動する力 ◇困ったら、SOSを発信しよう(全国の相談窓口)

PHP研究所 第一事業普及本部 FAX (東京)03-3520-9655 (京都)075-671-3599

| | | | | |
|---------|---------|--------------------|----------|-----------------------------------|
| ご注文書 | お申込数 | 子どもへのハラスメント | | |
| | | 冊 | 喜多明人[監修] | ISBN978-4-569-78972-9 定価：本体3,200円 |
| | 学校名/お名前 | 取扱い書店・販売店名 | | |
| | ご住所 〒 | - | | |
| TEL () | - | | | |

※お客様の住所・氏名などの個人情報は、ご注文受付の目的以外には使用いたしません。ご了承のうえご記入ください。